

# 住宅性能評価業務規程

富士建築センター株式会社

## 目次

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>3</b>
第1条 (趣 旨) .....	3
第2条 (基本方針) .....	3
第3条 (評価の業務を行う時間及び休日) .....	3
第4条 (事務所の所在地) .....	3
第5条 (評価の業務を行う区域) .....	3
第6条 (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲) .....	3
<b>第2章 設計住宅性能評価の実施方法</b> .....	<b>3</b>
第7条 (設計住宅性能評価の申請) .....	3
第8条 (設計住宅性能評価の受理及び契約) .....	4
第9条 (設計住宅性能評価) .....	5
第10条 (設計住宅性能評価の申請の取り下げ) .....	5
第11条 (設計評価提出図書の変更) .....	5
第12条 (設計住宅性能評価書の交付) .....	5
<b>第3章 建設住宅性能評価の実施方法</b> .....	<b>5</b>
第13条 (建設住宅性能評価の申請) .....	5
第14条 (建設住宅性能評価の受理及び契約) .....	6
第15条 (建設住宅性能評価) .....	7
第16条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査) .....	7
第17条 (建設住宅性能評価の申請の取り下げ) .....	8
第18条 (建設工事の変更) .....	8
第19条 (建設住宅性能評価書の交付) .....	8
<b>第4章 評価員等</b> .....	<b>8</b>
第20条 (評価員の選任) .....	8
第21条 (評価員の解任) .....	8
第22条 (評価員の配置) .....	9
第23条 (評価員の教育) .....	9
第24条 (評価の業務の実施及び管理の体制) .....	9
第25条 (評価員の身分証明書の携帯) .....	9
第26条 (秘密保持義務) .....	9
<b>第5章 住宅性能評価料金</b> .....	<b>9</b>
第27条 (評価料金の収納) .....	9
第28条 (評価料金を減額するための要件) .....	9
第29条 (住宅性能評価料金の返還) .....	10
第30条 (負担金の納付) .....	10
<b>第6章 雑 則</b> .....	<b>10</b>
第31条 (登録区分等の掲示) .....	10
第32条 (評価業務規程等の公開) .....	10
第33条 (財務諸表の備付け) .....	10
第34条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求) .....	10
第35条 (帳簿及び書類の保存) .....	11
第36条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法) .....	11
第37条 (電子情報処理組織に係る情報の保護) .....	11
第38条 (評価の業務に関する公正の確保) .....	11
第39条 (損害賠償保険への加入) .....	12
第40条 (事前相談) .....	12

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、富士建築センター株式会社(以下「FBC」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 10 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価業務の主たる事務所の所在地は、神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目 1 番地 1 号とする。

2 新宿支店の所在地は、東京都新宿区西新宿 1 丁目 17 番 1 号とする。

3 横浜支店の所在地は、神奈川県横浜市中区太田町 6 丁目 84 番地 2 とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 業務区域は、東京都(島嶼部を除く)・神奈川県・埼玉県・千葉県・栃木県・茨城県・山梨県・長野県・群馬県・静岡県(島嶼部を除く)とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 FBC は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種類別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。)第 9 条第 1 号から第 3 号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

## 第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、FBC に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書(施行規則第 3 条第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、FBC が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限り。)

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、FBC に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価

の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、FBCにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)

3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(FBCの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 FBCは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 FBCは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、FBCは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 FBCは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、引受承諾書を交付する。この場合、申請者とFBCは別に定める「住宅性能評価業務約款」(以下、「業務約款」という。)に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
  - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、FBCの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をFBCに提供しなければならないこと。
  - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 評価料金の額に関すること。
    - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
    - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
  - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
    - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他FBCに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
  - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
    - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、FBCに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 申請者は、FBCが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のFBCに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
    - (d) FBCは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
    - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (6) FBCが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。)その他の

法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価)

第9条 FBCは、法、これに基づく命令及び告示並びにFBCが定める「住宅性能評価業務処理マニュアル」に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、FBCは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をFBCに提出する。

2 前項の場合においては、FBCは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

#### (設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてFBCに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、FBCが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

#### (設計住宅性能評価書の交付)

第12条 FBCは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他FBCに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。

3 FBCは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

#### (建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、FBCに対し、次の各号(FBCにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場

合にあっては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、FBCに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、FBCにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、FBCに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、FBCに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第14条 FBCは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 FBCは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めらるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、FBCは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 FBCは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、引受承諾書を交付する。この場合、申請者とFBCは別に定める「業務約款」に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 申請者は、FBCの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をFBCに提供しなければならないこと。
  - (b) 申請者は、FBCの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。

- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関する事。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他FBCに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できる事。
  - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをFBCに提出しないときは、業務期日を延期することができる事。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除される事。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、FBCに書面をもって通知することにより当該契約を解除できる事。
  - (c) 申請者は、FBCが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のFBCに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる事。
  - (d) FBCは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる事。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる事。
- (6) FBCが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではない事。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではない事。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わない事。

#### (建設住宅性能評価)

- 第15条 FBCは、法、これに基づく命令及び告示並びにFBCが定める「住宅性能評価業務処理マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等(容易に行うことができるものに限る。)を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。)は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、FBCは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

#### (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第16条 申請者は、FBCに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を書面により通知しなければならないものとする。
- 2 FBCは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を

FBCに提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 FBCは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をFBCに提出するものとする。

2 前項の場合においては、FBCは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてFBCに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、FBCが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第19条 FBCは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないと

き。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他FBCに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 FBCは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第4章 評価員等

(評価員の選任)

第20条 代表取締役は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)



第21条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1)業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第22条 評価の業務を実施するため、評価員を事務所に2人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 事務所において、評価員の休暇その他の事情により、評価の業務を実施できない場合にあっては、他の事務所の評価員が当該事務所において臨時に評価の業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、他の事務所において評価の業務を行うことができる。
- 3 FBCは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年2回、FBCの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、事務所に3人以上配置する。

- 2 FBCは、住宅性能評価部門の長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員の身分証明書の携帯)

第25条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証明証の様式は、別表2による。

(秘密保持義務)

第26条 FBCの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 住宅性能評価料金

(評価料金の収納)

第27条 申請者は、別表に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 FBCと申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

(評価料金を減額するための要件)

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1)住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(FBCが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (2)住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性

能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(FBCが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。

- (3)設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4)建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5)期間契約、年間の件数契約を締結したとき。
- (6)一定期間内に、複数回以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できるとFBCが判断したとき。
- (7)共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとFBCが判断したとき。
- (8)あらかじめFBCが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (9)住宅性能評価の申請とともに、適合証明業務(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく工事審査で、住宅が独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準(独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程)に適合することを証明する業務をいう。)を行うとき。
- (10)一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (11)あらかじめFBCの長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (12)地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (13)FBCにおいて、申請実績が5回以上ある場合、又はそれと同等の申請書類等の作成能力を有するとFBCが認めたとき。
- (14)ワンルーム等住戸数での別表による料金算出によることが、合理的ではないとFBCが判断したとき。
- (15)選択項目を5項目以上選択し、申請を行ったとき。
- (16)選択項目を全住戸で選択し、申請を行ったとき。

(住宅性能評価料金の返還)

第29条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、FBCの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第30条 FBCは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第6章 雑 則

(登録区分等の掲示)

第31条 FBCは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第32条 FBCは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したFBCのホームページ(<http://www.fjken.com>)において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第33条 FBCは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第34条 利害関係人は、FBC の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき30円を支払わなければならないものとする。

- (1)財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2)前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3)財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4)前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a)登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
  - (b)磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法。
  - (c)(a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第35条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1)法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2)設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る引受承諾書の写しその他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- (3)建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る引受承諾書の写しその他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第36条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー又は保管契約を締結した外部倉庫において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第37条 FBC は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第38条 代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1)設計に関する業務
- (2)販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3)建設工事に関する業務
- (4)工事監理に関する業務

3 代表取締役、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1)住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2)住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第39条 FBC は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第40条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、FBC に相談をすることができる。この場合においては、FBC は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則) この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する

別表

別表 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表わすものとする。

073-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇〇

1～3桁目	073
4～5桁目	01:本社
6～9桁目	西暦
10桁目	1:設計住宅性能評価 2:建設住宅性能評価(新築住宅) 3:建設住宅性能評価(既存住宅)
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表 2 身分証明書(評価員)

平成 年 月 交付 第 号(有効期限 ヶ月) 身分証明書	
<input type="checkbox"/> 住宅性能表示制度評価員 <input type="checkbox"/> (同左) 補助員	写 真
氏 名	
生年月日	
資 格	
上記中■で表示のある項目について裏面にに基づき証明する。	
富士建築センター株式会社 社印	

(裏面)
<input type="checkbox"/> 表記の者は「住宅品質確保の促進等に関する法律」第13条に基づき富士建築センター株式会社が選任した住宅性能表示制度評価員である。
<input type="checkbox"/> 表記の者は富士建築センター株式会社が選任した住宅性能表示制度評価補助員である。

別表 3 戸建住宅の住宅性能評価料金(税抜金額)

【戸建住宅 評価料金】一般

対象となる住宅の建築基準法施行令第2条1項4号に規定する延べ面積(以下「延べ面積」という)の区分に応じ、以下に掲げる額とする。

※1 建設住宅性能評価料金及び変更建設住宅性能評価料金は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

		200m <sup>2</sup> 以下	200m <sup>2</sup> 超
設計住宅性能評価料金		38,000 円	40,000 円
変更設計住宅性能評価料金		19,000 円	20,000 円
	直前の設計住宅性能評価をFBC以外の者が行っている場合	38,000 円	40,000 円
建設住宅性能評価料金 ※1		101,000 円	104,000 円
	設計住宅性能評価をFBC以外の者が行っている場合	114,000 円	124,000 円
変更建設住宅性能評価料金 ※1		23,000 円	24,000 円
	直前の建設住宅性能評価をFBC以外の者が行っている場合	101,000 円	104,000 円
選択項目評価料金 ※音環境・室内科学物質濃度測定業務を除く選択項目を指す ※設計・変更設計・建設・変更建設時共通		2,000 円/項目	

【戸建住宅 評価料金】住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等の住宅に係る住宅性能評価

対象となる住宅が住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る住宅性能評価、及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価は、当該住宅の延べ面積及び軽減されるFBCの業務量に応じ、以下に掲げる額とする。

※1 建設住宅性能評価料金は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

		200m <sup>2</sup> 以下	200m <sup>2</sup> 超
設計住宅性能評価料金	業務量が概ね 30%未満の軽減	25,000 円	32,000 円
	業務量が概ね 30%以上の軽減	22,000 円	29,000 円
建設住宅性能評価料金 ※1	業務量が概ね 30%未満の軽減	81,000 円	85,000 円
	業務量が概ね 30%以上の軽減	78,000 円	83,000 円
選択項目評価料金 ※音環境・室内科学物質濃度測定業務を除く選択項目を指す ※設計・変更設計・建設・変更建設時共通		2,000 円/項目	

### 【戸建住宅 評価料金】既存建設住宅性能評価

既存建設住宅性能評価は、当該住宅の延べ面積に応じ、以下に掲げる額とする。

※1 既存建設住宅性能評価料金は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

	200m <sup>2</sup> 以下	200m <sup>2</sup> 超
既存建設住宅性能評価料金 ※1	39,000 円	44,000 円
特定現況調査	別途お見積りによる	
個別性能調査	別途お見積りによる	
耐震等級評価業務料金	30,000 円/戸 但し、図面作成を要する場合やサンプリングを要する場合は別途費用を請求することができる。	

### 【戸建住宅 評価料金】その他

			200m <sup>2</sup> 以下	200m <sup>2</sup> 超
建設住宅性能評価における再検査料金 ※1			19,000 円	20,000 円
音環境に係る住宅性能評価料金 (設計、建設住宅性能評価申請毎に)			4,000 円	5,000 円
室内化学物質 濃度測定業務 料金	ホルムアルデ ヒド	1 箇所	27,000 円/箇所	
		2 箇所以上	基本料金 15,000 円 + 10,000 円/箇所	
	V O C	1 箇所	27,000 円/箇所	
		2 箇所以上	基本料金 15,000 円 + 10,000 円/箇所	

別表 4 共同住宅等の住宅性能評価料金(税抜金額)

【共同住宅等 評価料金】 4 階建て以上の共同住宅等

4 階建て以上の共同住宅等は、以下に掲げる額とする。

設計住宅性能評価料金	基本料金(25 戸以下一律)		一律 175,000 円
	26～50 戸加算額		7,000 円/戸
	51～100 戸加算額		6,500 円/戸
	101 戸～200 戸加算額		6,000 円/戸
	201 戸～400 戸加算額		5,500 円/戸
	401 戸以上加算額		5,000 円/戸
変更設計住宅性能評価料金	構造再評価以外の変更の場合	10 戸までの戸数	5,000 円/戸
		11 戸目からの戸数分	2,500 円/戸
	構造計算書再評価が必要な場合	部分的な検討書程度による変更の場合	50,000 円
		多くの計算書の再評価が必要な場合	50,000 円又は設計性能評価料金の 20%の内大きい額
直前の設計住宅性能評価をFBC 以外の者が行っている場合	設計住宅性能評価料金を準用する		
建設住宅性能評価料金 ※1  内装下地張りや屋根の検査を兼ねた場合  ※(10 階以上の場合は階数補正が必要です。注意事項をご確認ください。)	基本料金(25 戸以下一律)		一律 300,000 円
	26～50 戸加算額		12,000 円/戸
	51～100 戸加算額		10,500 円/戸
	101 戸～200 戸加算額		9,000 円/戸
	201 戸～400 戸加算額		7,500 円/戸
	401 戸以上加算額		6,000 円/戸
建設住宅性能評価料金 ※1  内装下地張りや屋根の検査を各々行った場合  ※(10 階以上の場合は階数補正が必要です。注意事項をご確認ください。)	建設住宅性能評価料金の 2 割増しとする		
設計住宅性能評価をFBC以外の者が行っている場合	設計住宅性能評価料金を準用する		
変更建設住宅性能評価料金 ※1	別途お見積りによる		
直前の建設住宅性能評価をFBC 以外の者が行っている場合	別途お見積りによる		
選択項目評価料金  ※音環境・室内科学物質濃度測定業務を除く選択項目を指す  ※設計・変更設計・建設・変更建設時共通	500 円/項目・戸		



## 注意事項

### (共同住宅等共通)

- ・25 戸超は上記、基本料金と戸あたり加算額との合計金額となります。
- ・音環境、室内化学物質の実測に係る評価を選択した場合別途料金が加算されます。

### (建設住宅性能評価)

- ※1 遠隔地における「建設住宅性能評価」の料金は別途エリア料金が加算されます。
- ・建設住宅性能評価の料金以外に「指定住宅紛争処理機関」への負担金(一評価あたり 4,000 円/戸)が必要です。
- ・共同住宅等における階数区分における補正率(建設住宅性能評価)

階数	補正率(%)
1階建～9 階建	0
10 階建～16 階建	10% 加算
17 階建～23 階建	20% 加算
以後23階に7の自然倍数を加えた階毎に	20%に 10%ずつ加算

### 共同住宅等計算例

設計住宅性能評価料金	基本料金(25 戸以下一律)	175,000 円
	26～50 戸加算額 7,000 円×(50-25) 戸	175,000 円
建設住宅性能評価料金	基本料金(25 戸以下一律)	300,000 円
	26～50 戸加算額 12,000 円×(50-25) 戸	300,000 円
負担金相当分	4,000 円×50 戸	200,000 円
<b>合計</b>		<b>1,150,000 円</b>

## 【共同住宅等 評価料金】 3階建て以下の共同住宅等

3階建て以下の共同住宅等は、以下に掲げる額とする。

※1 遠隔地における「建設住宅性能評価」の料金は別途エリア料金が加算されます。

設計住宅性能評価料金		基本料金		75,000 円
		住戸加算額		4,000 円/戸
変更設計住宅性能評価料金		構造再評価 以外の変更 の場合	10 戸までの戸数	5,000 円/戸
			11 戸目からの戸数分	2,500 円/戸
		構造計算書 再評価が必 要な場合	部分的な検討書程度に よる変更の場合	50,000 円
			多くの計算書の再評価 が必要な場合	50,000 円又は設計性能評価料金の 20%の内大きい額
	直前の設計住宅性能評価をFBC以外 の者が行っている場合	設計住宅性能評価料金を準用する		
建設住宅性能評価料金		基本料金		110,000 円
		住戸加算額		7,600 円/戸
※1				
	設計住宅性能評価をFBC以外の者が 行っている場合	別途お見積りによる		
変更建設住宅性能評価料金 ※1		別途お見積りによる		
選択項目評価料金		500 円/項目・戸		
※音環境・室内科学物質濃度測定業務を除く 選択項目 を指す				
※設計・変更設計・建設・変更建設時共通				

## 【共同住宅等 評価料金】既存建設住宅性能評価

共同住宅等の既存建設住宅性能評価に係る現況調査は、以下に掲げる額とする。

※1 既存建設住宅性能評価料金は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

既存建設住宅性能評価料金 ※1	共用部 現況調査	基本料金 (25 戸以下一律)	75,000 円
		26 戸以上加算額	3,000 円/戸
	専有部 現況調査	14,000 円/戸 但し、一定期間内に対象部位等についての評価の結果が存する場合、3 戸以下は一律 33,000 円とする	
耐震等級評価業務料金	基本料金 (30 戸以下一律)	180,000 円	但し、図面作成を要する場合やサンプリングを要する場合は別途費用を請求することができる。
	31 戸以上	6,000 円/戸	

## 【共同住宅等 評価料金】その他

建設住宅性能評価における再検査料金 ※1			120,000 円
音環境に係る住宅性能評価料金 (設計、建設住宅性能評価申請毎に)			4,000 円/戸
室内化学物質 濃度測定業務 料金	ホルムアルデ ヒド	1 箇所	27,000 円/箇所
		2 箇所以上	基本料金 15,000 円 + 10,000 円/箇所
	V O C	1 箇所	27,000 円/箇所
		2 箇所以上	基本料金 15,000 円 + 10,000 円/箇所

※1 建設住宅性能評価における再検査料金は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

## 【戸建・共同住宅等 共通評価料金】

事前相談料 (設計住宅性能評価申請より以前に、対象となる住宅の設計住宅性能評価に係る相談)	別途お見積りによる
変更申告書による構造計算の再評価料	別途お見積りによる
説明料 ※1 (申請者の申出による、第三者への性能評価に係る説明料)	50,000 円又は説明対象住戸数 7,000 円/戸の内大きい額
住宅性能評価書の再交付料金	5,000 円/通

※1 申請者の申出による、第三者への性能評価に係る説明料は、別表 5 によるエリア料金を加算した額とする。

別表 5 住宅性能評価におけるエリア料金(税抜金額)

建設住宅性能評価及び追加検査の実施に関して、検査 1 回につき以下に掲げる額とする。

【戸建・共同住宅等 共通評価加算料金】土曜又は休日の検査の加算

土曜又は休日の検査の加算額	土曜日	15,000 円
	休日	20,000 円

【戸建・共同住宅等 共通評価加算料金】エリア別加算

※青字は同じ市町村内で料金区分が分かれる所となります

料金区分	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
追加料金			最寄駅から現地まで徒歩で 20 分以上要する場合は、実費交通費として 5,000 円を加算いたします。		
茨城県			水戸市・笠間市 鉾田市・小美玉市 桜川市・筑西市 結城市・結城郡 古河市・下妻市 猿島郡・坂東市 常総市・つくば市 土浦市・石岡市 かすみがうら市 行方市・鹿嶋市 神栖市・潮来市 稲敷郡・稲敷市 牛久市 つくばみらい市 龍ヶ崎市・取手市 守谷市・北相馬郡 東茨城郡 (茨城町、大洗町)	ひたちなか市 那珂市 東海村 日立市 常陸太田市 常陸大宮市 北茨城市 高萩市 大子町 東茨城郡(城里町)	
千葉県	習志野市・千葉市 八千代市・佐倉市 四街道市・印西市 野田市・流山市 我孫子市・柏市 船橋市・松戸市 鎌ヶ谷市・白井市	成田市 印旛郡 富里市 八街市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市	香取市・香取郡 銚子市・旭市 匝瑳市・山武郡 山武市・東金市 長生郡・茂原市 いすみ市・夷隅郡 勝浦市・君津市 富津市・鴨川市 安房郡・南房総市 館山市		

埼玉県	さいたま市 春日部市 越谷市・川越市 ふじみ野市 富士見市・狭山市 入間市・所沢市 志木市・朝霞市 新座市・草加市 八潮市・三郷市 吉川市 入間郡(三好町) 北葛飾郡(松伏町)	幸手市・久喜市 南埼玉郡・蓮田市 北足立郡・鴻巣市 東松山市・坂戸市 鶴ヶ島市 日高市・飯能市 北本市・桶川市 上尾市 北葛飾郡 (栗橋町、鷺宮町、 杉戸町) 北埼玉郡(騎西町) 比企郡 (吉身町、川島町)	加須市・羽生市 行田市・熊谷市 深谷市・児玉郡 本庄市・秩父郡 秩父市 北埼玉郡 (北川辺町、大利根 町) 比企郡 (滑川町、嵐山町、 鳩山町、小川町、 ときがわ町) 入間郡 (毛呂山町、越生町)		
東京都	青梅市 あきる野市 福生市 羽村市 西多摩郡 (瑞穂町、 日の出町)	西多摩郡 (奥多摩町、 檜原村)			
神奈川県	小田原市・南足柄市 足柄下郡 足柄上郡 (大井町、松田町、 開成町、山北町)				
静岡県			御殿場市・裾野市 三島市・沼津市 熱海市・伊豆の国市 伊東市・伊豆市 下田市・駿東郡 田方郡・賀茂郡	富士市・富士宮市 静岡市・藤枝市 焼津市・島田市 牧之原市・御前崎市 菊川市・掛川市 袋井市・磐田市 湖西市・浜松市 榛原郡・周智郡	
山梨県			上野原市・大月市 都留市・富士吉田市 笛吹市・甲州市 山梨市・甲府市 南都留郡・北都留郡	甲斐市・北杜市 韮崎市・中央市 南アルプス市 中巨摩郡・南巨摩郡	
群馬県 長野県 栃木県					全ての 市町村